

答 申

諮問事項

「水災時において消防団員が効果的に活動する方策はいかにあるべきか」

令和3年7月

港区消防団運営委員会

目 次

第1	諮問概要	1
第2	検討の方向性	1
第3	活動体制について	2
第4	装備資機材及び分団本部施設について	5
第5	新型コロナウイルス感染症対策等について	8
【資料】	消防団員に対する水災に関するアンケートの結果について	9
【別紙】	特別区消防団の主な装備資機材	

第1 諮問概要

1 諮問事項

「水災時において消防団員が効果的に活動する方策はいかにあるべきか」

2 趣旨

地域に密着した消防団は、平常時において消火活動をはじめ防火防災訓練指導など献身的な活動をしており、水災時の活動においても大いに期待されている。

近年、気候変動等の影響により、超大型台風や局地的豪雨による自然災害が発生しており、令和元年10月に発生した台風第19号（以下、「令和元年東日本台風」という。）では、多くの消防団員が水災事象に対応し、避難誘導、土のうを活用した浸水防止活動及び排水活動などに従事したところである。

こうした中で、消防団の活動体制、避難所支援等の対応、装備資機材・分団本部施設の充実強化などの課題が抽出された。

このことから、水災時において消防団員が効果的に活動するための具体的な方策について諮問するものである。

第2 検討の方向性

1 活動体制について

- ①（課題）
 - ・ 居住地団員には参集が早すぎる。
 - ・ 災害発生時期と参集時期のタイムラグがあり任務班を編成しても待機が長い状況であった。

（検討） 現員数も考慮し、浸水区域、地域特性や災害状況に応じた、召集及び任務班の編成時期等について
- ②（課題）
 - ・ 超大型台風の発生など、水災活動時の安全管理に不安があった。
 - ・ 風水害時の災害対応の知識・技術が不足していた。

（検討） 水災時の活動能力及び安全管理の向上について
- ③（課題）
 - ・ 災害発生数、規模に差異があり隣接消防団での応援体制が必要である。
 - ・ 広範囲の浸水などで長時間活動となり応援体制等が必要であった。

（検討） 管轄区域を越えた消防団相互応援のあり方について
- ④（課題）
 - ・ 災害対応のほか、住民等から避難所運営支援等の要請が多く対応に苦慮した。
 - ・ 避難所から避難者の移動要請があった。
 - ・ 避難所開設支援、運営支援があった。
 - ・ 避難所状況確認後の引き揚げ時に苦情があった。

（検討） 避難所運営支援について区と消防機関との連携について

2 装備資機材及び分団本部施設について

①（課題） ・ 越水、内水による浸水対応資機材（排水資機材、胴長、土のう、水のう等）が不足していた。

・ 浸水防止活動時、内水（汚水）の衛生管理資機材が不足していた。

（検討） 地域特性に応じた各消防団に必要な資機材及び配置について、分団本部施設等の規模を考慮する。

②（課題） ・ 分団本部施設の待機スペース等が不十分であった。

・ 施設が狭い。

・ 仮眠用資機材がない。

・ インターネット設備が全くない。

（検討） 分団本部施設の待機スペース確保や機能向上、または現状施設のスペースの有効活用など、消防団員の高齢化や女性消防団員の増加等の変化に応じた見直しについて

3 消防団員へのアンケート結果について

検討に当たって、港区内の消防団員へのアンケートを実施した。

第3 活動体制について

1 参集待機時間問題の解消

現行の水災時における参集基準は、東京消防庁管下では、気象情報等で水災が予想される場合、水防態勢及び水防非常配備態勢を発令して対応する。

水防非常配備態勢には4段階あり、消防職員は、水防第1非常配備態勢により当番の職員及び発令時に勤務している所要の職員、水防第2非常配備態勢により当番の職員並びに当番以外の職員のおおむね3分の1、水防第3非常配備態勢により当番の職員並びに当番以外の職員のおおむね半数、水防第4非常配備態勢により全職員が参集する。

消防団員についても、特別区消防団災害活動等基準に基づく各消防団の召集計画により参集する。水防第1非常配備態勢により出場準備が行われ、水防第2非常配備態勢により全消防団員の3分の1以内の人員が参集、水防第3非常配備態勢により全消防団員の2分の1以内の人員が参集、そして水防第4非常配備態勢発令により全消防団員が参集と、消防職員の参集基準に準じた計画となっている。

しかし、水災を警戒した参集では、震災時の非常参集とは違い、気象情報等で水災が予想される場合に余裕を持って参集することになる。ほぼ全ての消防職員は、東京都内及びその近郊地域から電車やバス等の公共交通機関を使用して遅延や運休を避けた時間帯に参集するのに対し、消防団は管内に居住している「居住地団員」が圧倒的に多く徒歩や自転車で早期の参集が可能であることから、待機時間が長時間になる傾向がある。

消防団の参集手段については、消防団員へのアンケートの結果からも、94パーセントが徒歩及び自転車で参集している。

よって、消防団員の待機時間の問題を解消するためには、居住地団員に対しては、連絡体制を確保したうえで自宅待機も含めた活動を可能にし、火災に対応する消火班を優先的に確

保することに留意しつつ、警戒レベル、災害規模及び気象情報等に応じて、段階的に参集することにより、任務班を編成していく必要がある。

2 水災時教育の充実

令和元年東日本台風で、気象庁は「狩野川台風に匹敵する大雨となる恐れもある」と歴史に残る大災害を引き合いに警鐘を鳴らした。

狩野川台風は、1958年（昭和33年）に南関東地方を襲い、伊豆半島の狩野川の氾濫を引き起こし、死者・行方不明者1,200人以上を発生させた台風である。

事実、令和元年東日本台風は、伊豆半島に上陸後、関東地方を通過し、東北地方の東海を抜け、気象庁は、1都12県の自治体に大雨特別警報を発令、大雨、洪水警戒レベルで最高の「5」に相当する警戒を促した。

東京消防庁管内では多摩川流域である世田谷区玉川や大田区田園調布において、大規模な浸水被害が発生し、多くの消防団員が水防活動に従事した。

この大規模浸水の特徴は、多摩川の河川から溢水した外水氾濫ではなく、市街地側の標高よりも河川の水位が上昇したため、市街地側の排水能力が機能不全に陥った内水氾濫であり、河川の水が排水路を逆流した地域も確認されている。

事務局にて、令和元年東日本台風において港区内の水災件数を調査した結果、港区の4消防署隊が扱った水災件数は12件で、消防団員286名が参集し、その活動は、監視警戒、排水口の設定等が主なものであった。

港区内では大規模な浸水被害はなかったものの、内水氾濫は、標高の低い場所であるほど発生リスクが高く、標高の低い場所が少なからず存在する港区内では内水氾濫が発生するリスクが高いと考えられる。

消防団員へのアンケートの結果、実際に水災時の活動経験が「ない」と回答した人は57パーセントで、「ある」と回答した人を上回っている。また、河川の氾濫等の水災時の活動に不安が「ある」と回答した人は60パーセントを占めている。

不安な事の理由として57パーセントの人が「水災時の活動要領」と回答している。

アンケート結果から、港区内の消防団員は、水災時の活動経験がない人も多く含まれ、水災時の活動に何らかの不安を抱えていることがうかがえる。アンケートの具体的な意見のなかでも、水災時の活動訓練を望む声が挙げられている。

水災時の活動訓練としては、現在、配備されているフローティングストレーナーやフロートロープ、救命ボート等の水災活動用資機材を活用し、消防署隊、区及び河川管理者等との連携の下、実戦的な訓練を積み重ねることにより、活動能力を向上させていく必要がある。

3 応援体制

前記2「水災時教育の充実」のとおり、港区内においては、令和元年東日本台風による大規模な浸水は認められなかった。

しかし、多摩川流域である世田谷区玉川や大田区田園調布では大規模な浸水が発生し、大勢の消防団員が長時間にわたり、可搬ポンプによる排水活動や照明活動等を行っており、活動資機材の不足や長時間活動に伴う人員不足が発生した。

このように、地域によって災害規模や発生件数に差異が生じる場合がある。

近年、「ゲリラ豪雨」と呼ばれる局地的な集中豪雨が頻発し、全国各地で毎年のように浸水被害が発生している。

このことから、水害に備え活動資機材や人員を充実させておくことは勿論、消防団員で相互に応援することによる人員や資機材の有効活用は、極めて有効な対応手段と言える。

消防組織法第18条第3項には、「消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる」と定めている。

消防団員へのアンケートの結果でも、大規模な洪水災害等が発生した場合に応援体制の確立の必要性を感じると回答した人は、85パーセントを占めている。

資機材や人員が不足した場合に、隣接消防団に対して派遣要請を行い、応援を受けることは、地理上の点からも迅速性もあり、また効果効率的である。

上記をまとめると、災害規模や発生件数等に応じて、管轄区域を越えて隣接消防団間で消防団員の派遣や資機材等、活用についての相互応援体制を構築しておく必要がある。

4 避難所運営支援

消防団員は、生業の傍ら「自らの地域は自らで守る」という郷土愛の精神に基づき消防防災活動を行い、地域防災力の中核的存在として、地域住民の安全・安心の確保のために果たす役割は大きく、地域住民の消防防災に対する信頼の礎である。

避難所の開設、運営時にその主体である自治会長等とは、旧知の間柄である場合も多く、そのため避難所運営の支援を消防団員へ要請することも予想される。

しかしながら、消防組織法第18条第3項において「消防団は、消防長または消防署長の所轄の下に行動する」とあり、消防団は、消防署長の指揮系統の下において災害対応を優先することから、要請に十分に応えられない実情にある。さらに、同法第27条においては、特別区においては消防を都知事が管理することとされており、災害時において、一般の消防本部設置市町村とは異なり、災害対策本部と消防本部の組織的一体性がないことから、災害対策本部と消防署隊本部及び消防団本部との連携体制を、より強固なものにしていくよう努めていかなければならない。

平時においては、区と消防の密接な連携を進めながら、地域住民の共助体制を強固なものとしていくため、避難所運営の効果的な対応要領の検討や、避難所運営に関する研修会や訓練等を実施し、地域の実態や特性を踏まえた地域防災力の一層の充実強化を進めていく必要がある。

また、令和元年東日本台風のように甚大な被害が想定される災害が発生した場合には、まず、消防団が災害対応を最優先することを前提としながら、適宜災害対応状況を災害対策本部等に情報提供するなど、区と消防署及び消防団が円滑に連携し情報を共有していくことが必要である。

その上で、水災時における消防団による避難所運営支援については、災害対応活動に支障のない範囲で支援要請を受けることが可能である場合など、支援活動の必要性について引き続き検討をしていく必要がある。

第4 装備資機材及び分団本部施設について

1 水災に適し、衛生管理、長時間活動等に配慮した装備資機材の整備

東日本大震災を契機として地域の消防防災体制の中核である消防団の充実強化を図ることを目的とした「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が施行され、「消防団の装備の基準」が改正された。

その改正のなかで、消防団の情報共有等の強化を図るためのトランシーバー等の双方向通信機器、救助用半長靴やライフジャケット等の安全装備品、さらに大規模災害に対応するため、油圧切断機やエンジンカッター等の救助活動用資機材が全消防団に配備される等、消防団の装備について充実、改善が進められている。

消防団員へのアンケートでは、水災活動に使用する資機材の増配を望む人は22パーセントで、「現行のままでよい」と回答した人が多数であった。

しかし、消防団に標準的に配備されている資機材の中から、水防活動に用いる資機材（別紙参照）を調査した結果、これまで以上に水災時の活動に適した装備資機材を増強する必要性が認められた。

必要とされる資機材については、例えば、内水等汚水の排水活動環境下では腕カバー付き手袋、胴付き長靴等の衛生管理装備資機材、また、消防団所有の可搬ポンプが容易に接近できない排水活動環境下では軽量で容易に運搬操作できる小型排水ポンプ等の水災時に適応した浸水対応資機材、さらに、風雨の中長時間活動等を考慮したモバイルバッテリーやポータブル電源機器等の防水性能を有した非常用充電機器である。

2 活動実態を踏まえた効率的で機能的な分団本部施設の整備

(1) 分団施設の整備状況

分団の施設整備については、平成11年度に魅力ある消防団づくりに関する委員会の提言により、可搬ポンプ積載車を格納でき待機施設を有する分団本部級施設（標準面積80㎡）、格納スペースと待機スペースを有する部級（準分団級）施設（標準面積36㎡）※及び震災対策用プレハブ格納庫（5㎡）を整備していくこととされた。

さらに、平成17年度からは分団本部級施設について重点的な整備が行われている。

一方で、分団本部級施設の用地確保については年々困難な状況になっており、従来からの一棟単位での整備ではなく格納庫と待機施設とを分散させた拠点単位の整備、東京消防庁の庁舎建設に併せた整備、行政機関施設との併設や間借り等により施設の整備が進められている状況と言える。

港区内の消防団施設（4消防団、19消防分団）について、待機スペースの有無を調査した結果、45施設のうち、待機室のある施設数は9施設であり、施設数としてはまだまだ少ない状況にある。

また、現分団本部施設においてはインターネット設備やモバイル端末等の通信環境が整備されておらず、災害の情報収集には、それらの通信環境を有する消防署隊や団本部からの情報に依拠しており、降雨量や河川の水位等の水災情報等を入手したい場合は、個人のスマートフォン等を活用しているのが現状である。

消防団員へのアンケートでは、分団本部施設にインターネット環境（Wi-Fi含む）が必要と回答した人は77パーセント、またタブレット端末を必要と回答した人は68パーセ

ントと半数以上の消防団員が通信環境の改善を望んでいる。

Wi-Fiを含むインターネット設備の整備等による通信環境の改善は、情報集約能力の向上はもとより、消防署隊、団本部及び分団本部間、かつ分団間同志の情報連絡、分団本部から団本部への報告のために有用である。

さらに、モバイル端末等での情報収集が普及している昨今では、現場や出先での対応が求められる消防団員にとって、固定的な通信環境の整備だけでなく、タブレット端末等を含む移動的な通信環境の確保を含めた検討が必要である。

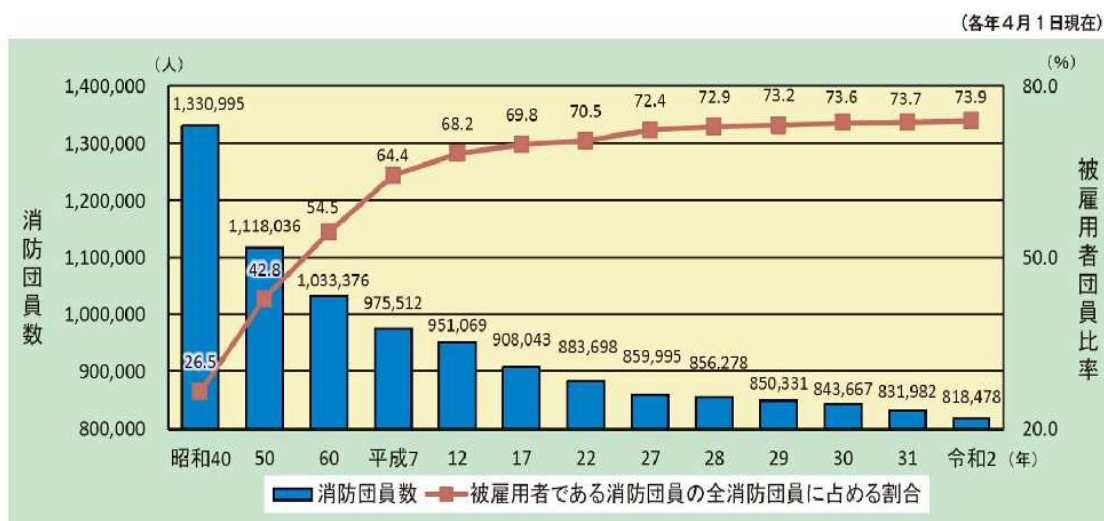
施設整備と同時に、既存スペースをさらに有効活用し、待機スペースの問題を解消していく必要がある。その手段としては、折りたたみ収納することのできる簡易ベッドやリクライニングチェア等により待機スペースを生み出すことが有効である。

消防団員へのアンケートの結果、ほぼ半数の人が待機スペース及び仮眠用資機材の改善を望んでいる。

※ 令和2年8月14日現在、部級施設は、部級格納庫（おおむね45㎡）として、整備が進められている。

(2) 社会環境への対応

全国の消防団員数については、下記グラフのとおり年々減少しており、令和2年4月1日現在、前年に比べ13,504人減少し、818,478人となっている。直近の過去2年間では、年間1万人を超えるペースで減少を続けている。



(備考) 「消防防災・震災対策現況調査」により作成

出典：総務省消防庁(2021)『令和2年版 消防白書』消防団員数及び被雇用者である消防団員の割合の推移 表P. 32

消防団員の平均年齢は、令和2年4月1日現在、前年に比べ0.3歳上昇し、41.9歳となっており、年々上昇し、高齢化が進んでいる。



出典：総務省消防庁(2021)『令和2年版 消防白書』消防団員数の年齢構成比率の推移 表P. 33

このような状況のなか、女性消防団員数は、令和2年4月1日現在、前年に比べ575人増加し、27,200人となっており、消防団員の総数が減少する一方で、増加の一途を辿っている。



出典：総務省消防庁(2021)『令和2年版 消防白書』女性消防団員数の推移 表P. 33

これら社会環境が変化するなかで、資機材の軽量化や女性用スペース等の整備等、活動環境に配慮する必要がある。

消防団員へのアンケートの結果でも、女性消防団員のほぼ70パーセント以上が女性トイレ、女性用更衣室、女性用仮眠スペースについて、いずれも「希望する」と回答している。前項に記載した仮眠用資機材の配備等も含め、消防団員の平均年齢の上昇や女性消防団員の増加等に配慮した、活動実態を踏まえた効率的で機能的な分団本部施設の整備が必要である。

第5 新型コロナウイルス感染症対策等について

現在、新型コロナウイルス感染症に対しては、政府による基本的対処方針のもと、蔓延を防止するため、「三つの密」（密集、密接、密閉）防止の徹底をはじめ、日々対策が講じられているところである。

消防団においても、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」や「手洗いなどの手指衛生」などの基本的な感染予防対策を行うこと、あるいは、資機材や衛生用品を充実させたいうで、災害に臨まなければならない。

今後とも、消防団員が効果的に活動するためには、3密の回避等、日常生活を営む上での基本的な生活様式を含む「新しい生活様式」を実践、習慣、さらに定着させ、感染拡大の予防を図ったうえで活動していく必要がある。

本委員会にて提言された装備資機材や施設の整備とともに、新型コロナウイルス感染症対策についても優先順位を明確にし、かつ計画的に整備をすすめていくことが重要である。

消防団員に対する水災に関するアンケートの結果について

■調査対象

港区内の4消防団

■調査方法

アンケート用紙配布・回収による

■調査期間

令和2年12月15日から令和3年1月15日まで

■回収状況

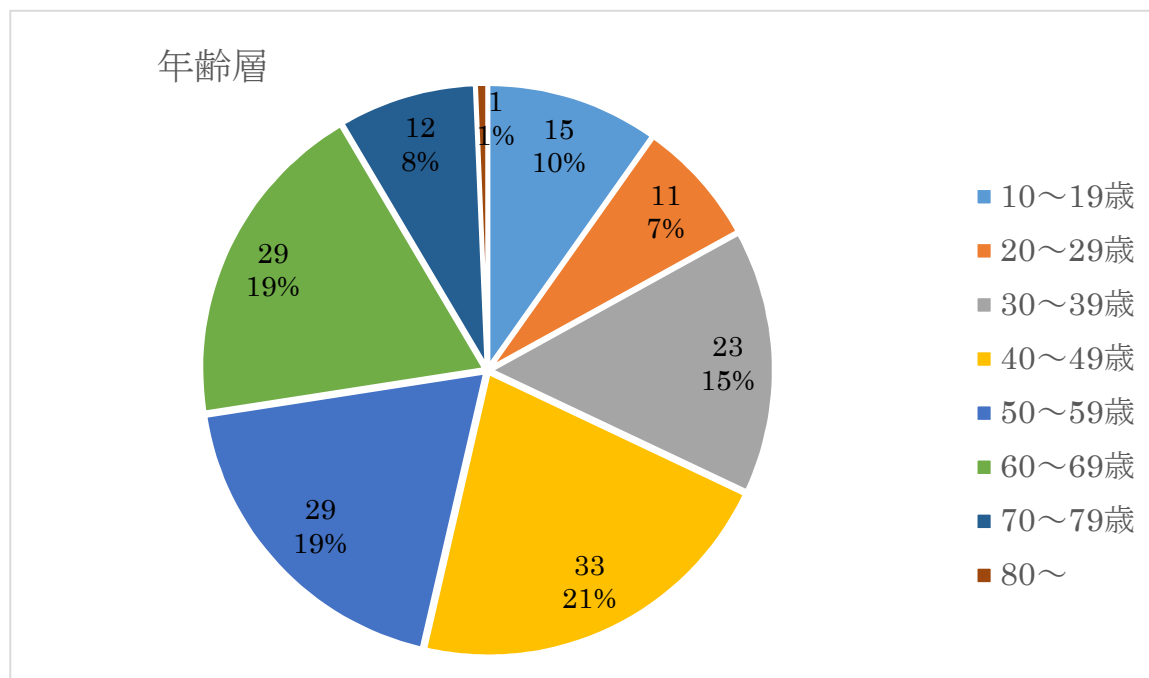
発送数	有効回答数	無効回答数	有効回答率
160（各消防団40部）	153※	7	95.6%

※女性消防団員43票を含む

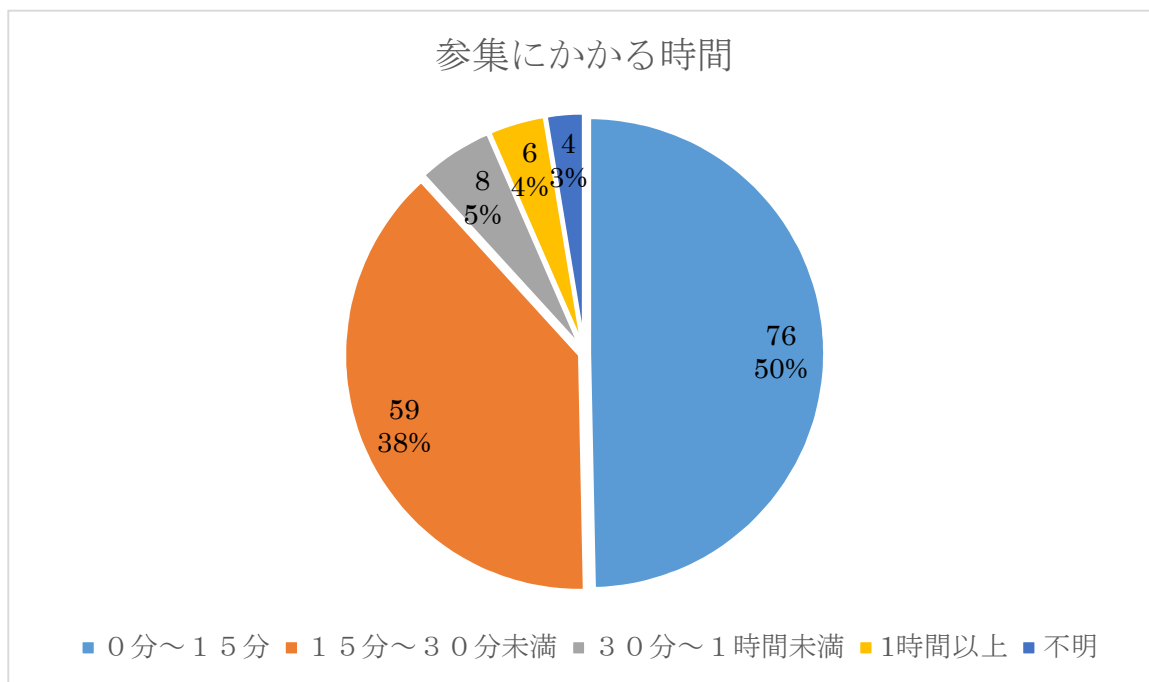
■アンケート注記

円グラフ内の数値は、上段が人数、下段が割合（%）を表す。

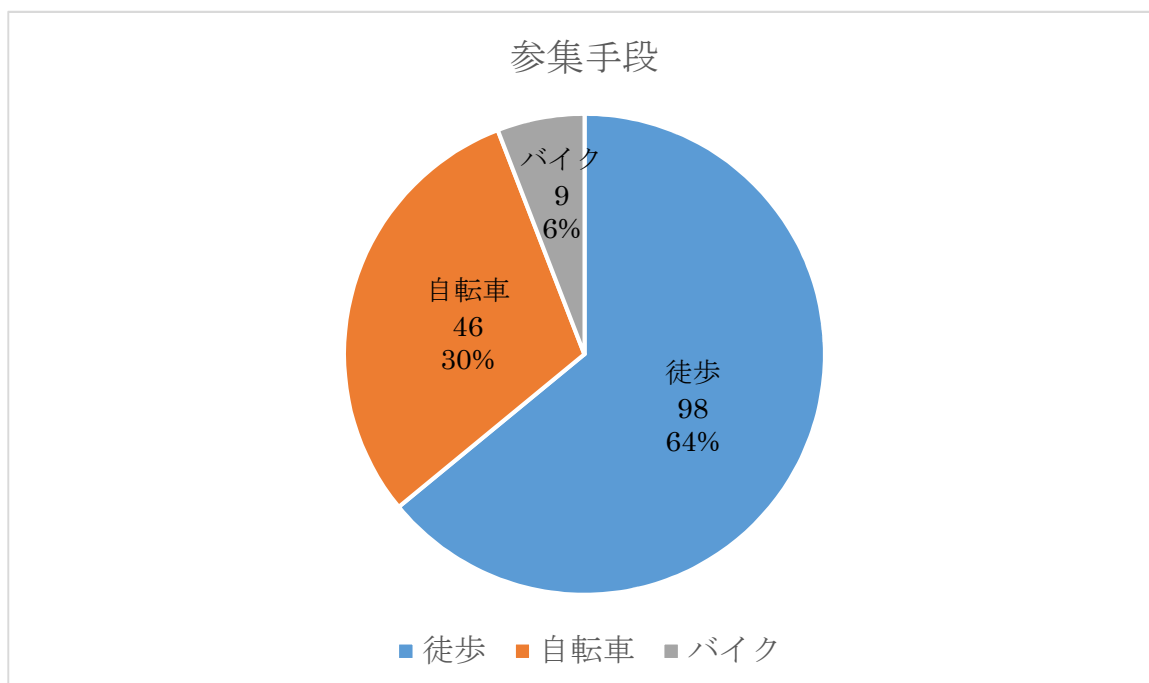
◇アンケート回答者の年齢層は、「40～49歳」の層が一番多く、次いで「50～59歳」及び「60～69歳」、さらに「30～39歳」の順となっており、それらの年齢層が全体の74パーセントを占めている。



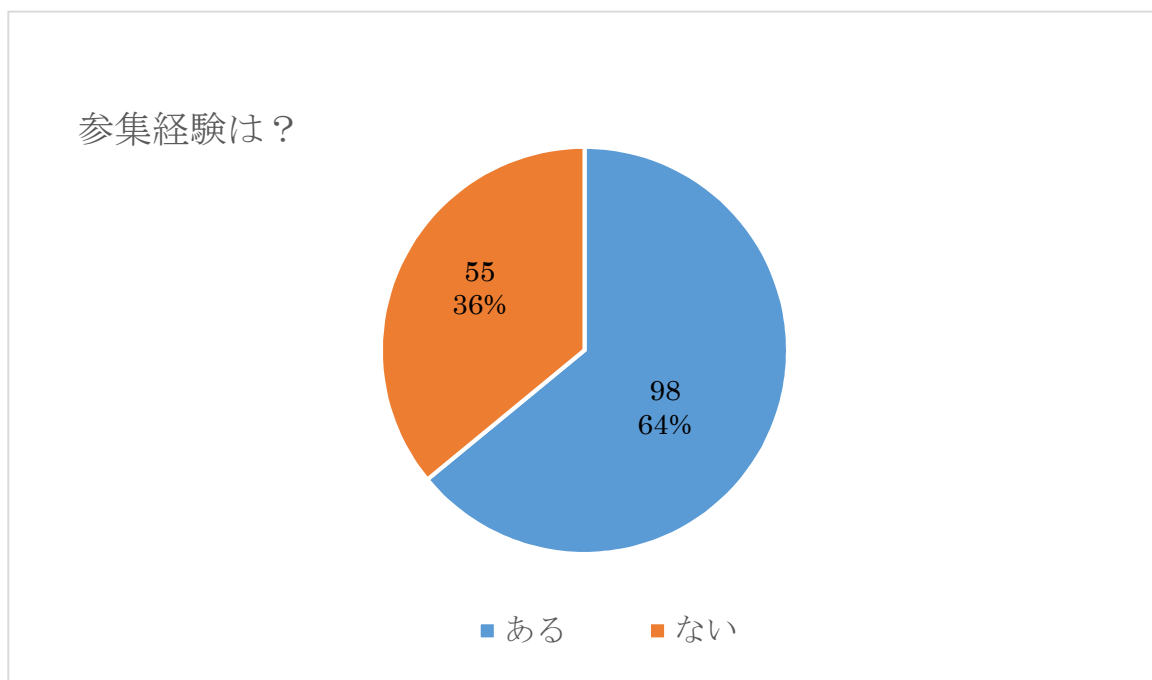
◇参集時間は、88パーセントの消防団員が「30分未満」と回答している。



◇参集手段は、64パーセントの人が「徒歩」、30パーセントの人が「自転車」と回答している。

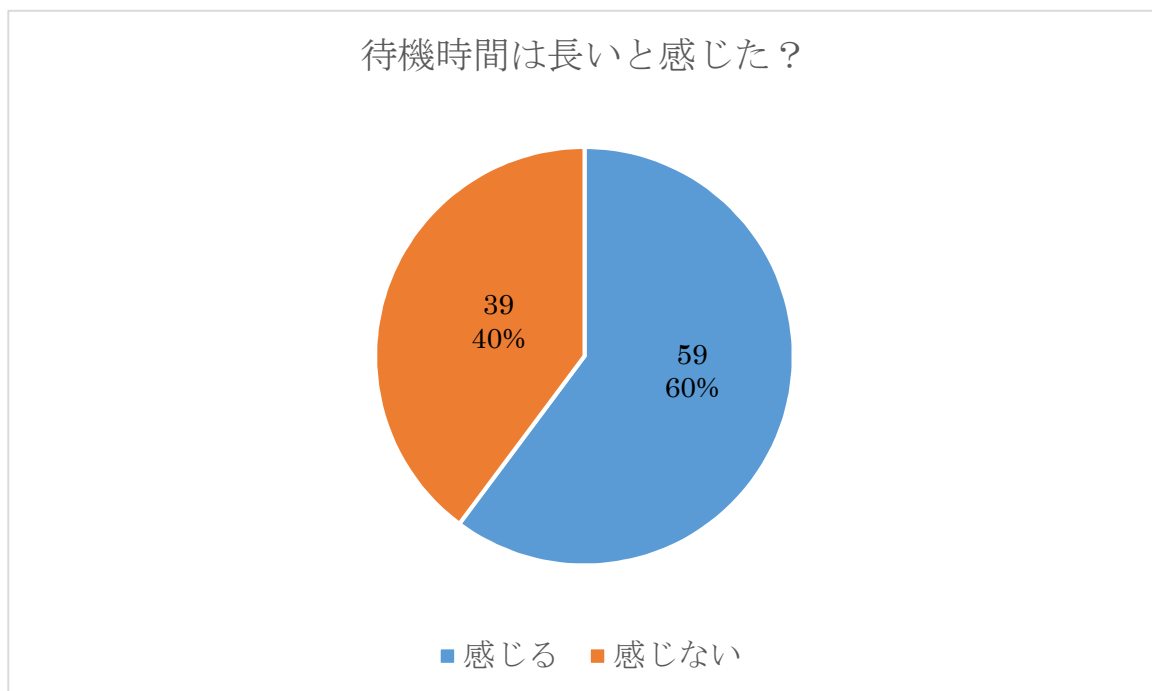


◇実際に参集した経験が「あり」と答えた人は、全体の64パーセントを占めている。

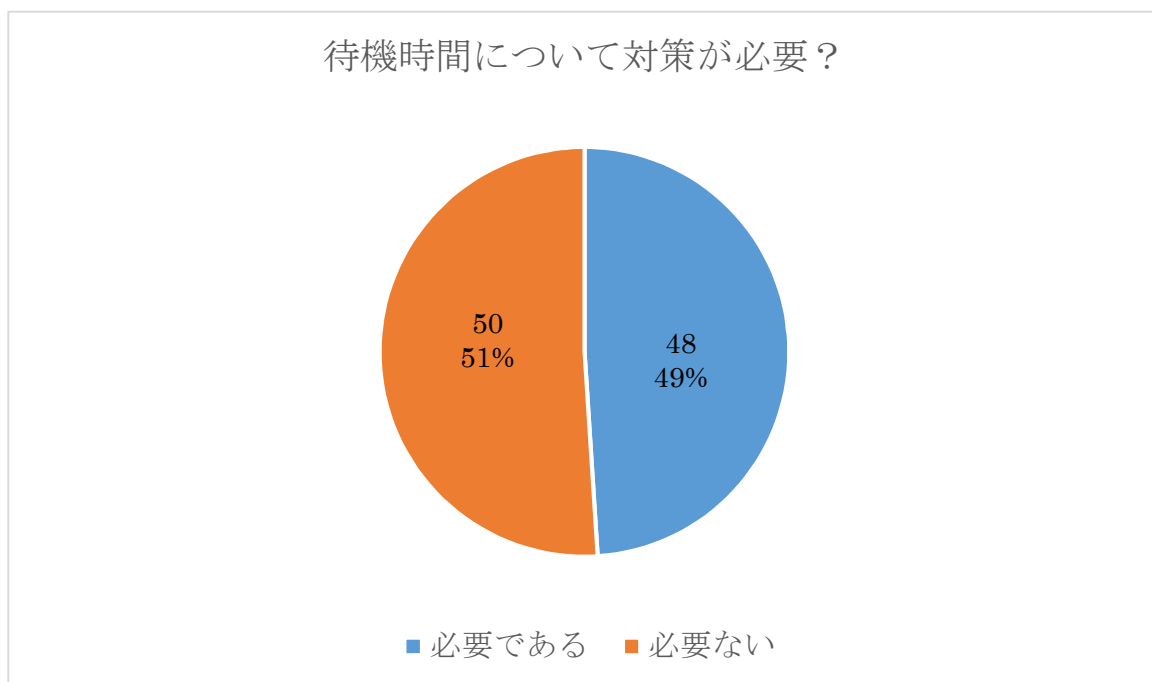


《水災時の活動体制について》

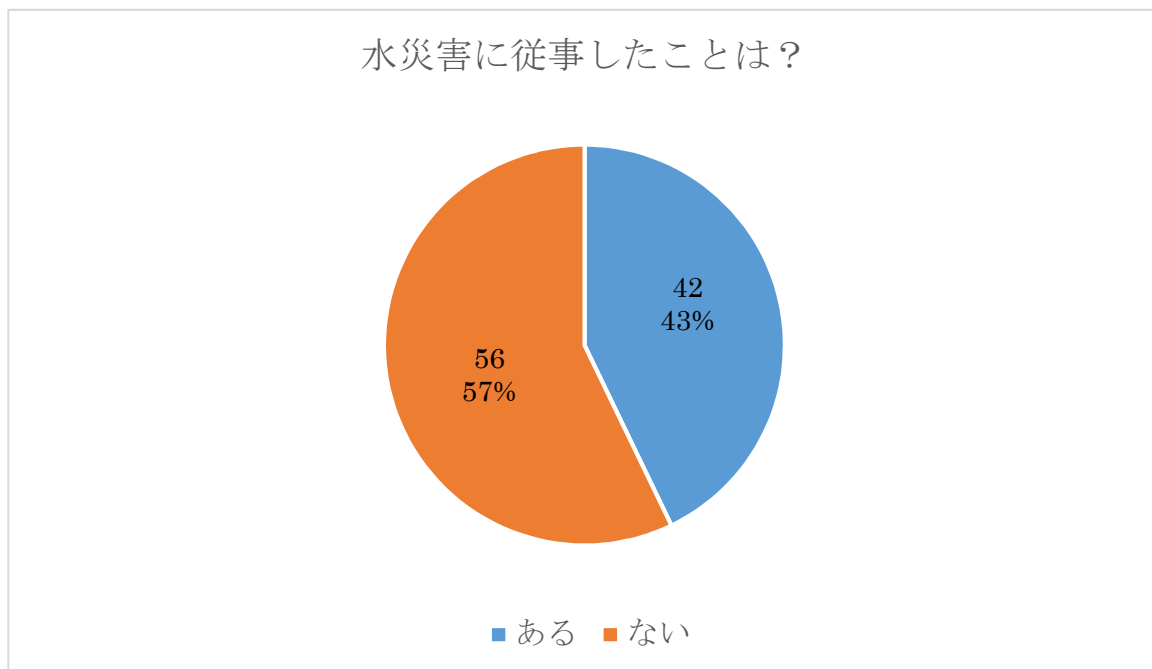
◇参集時、待機時間が長いと感じた人が60パーセントを占めている。



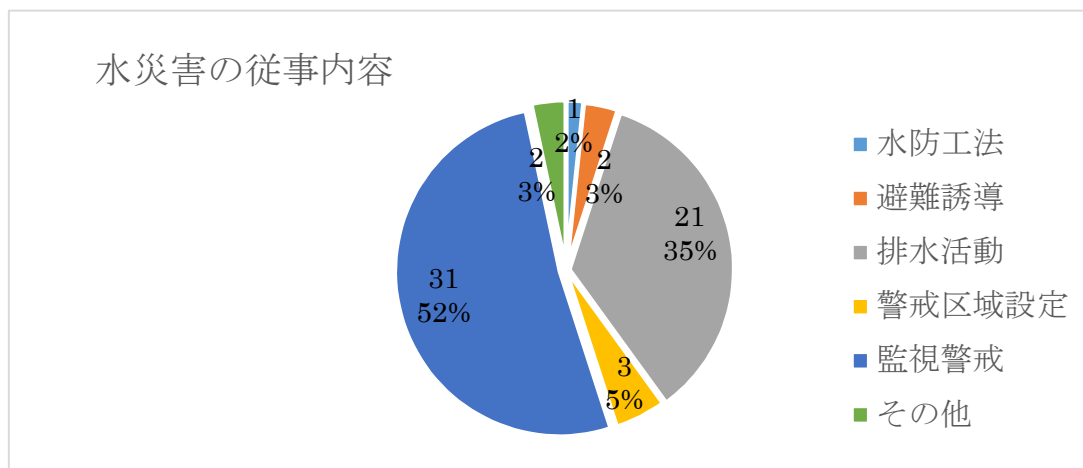
◇待機時間の長さについて、49パーセントの人が何らかの対策が「必要である」と回答している。



◇実際に、水災害に従事したことが「ある」と回答した人は、全体の43パーセントで、「ない」と回答した人（全体の57パーセント）のほうが上回っている。



◇従事したことがあると回答した人のうち、一番多く占めている従事内容は、「監視警戒」で52パーセントである。続いて、可搬ポンプを用いた排水活動や道路上の排水口のごみ除去などの「排水活動」が35パーセントである。



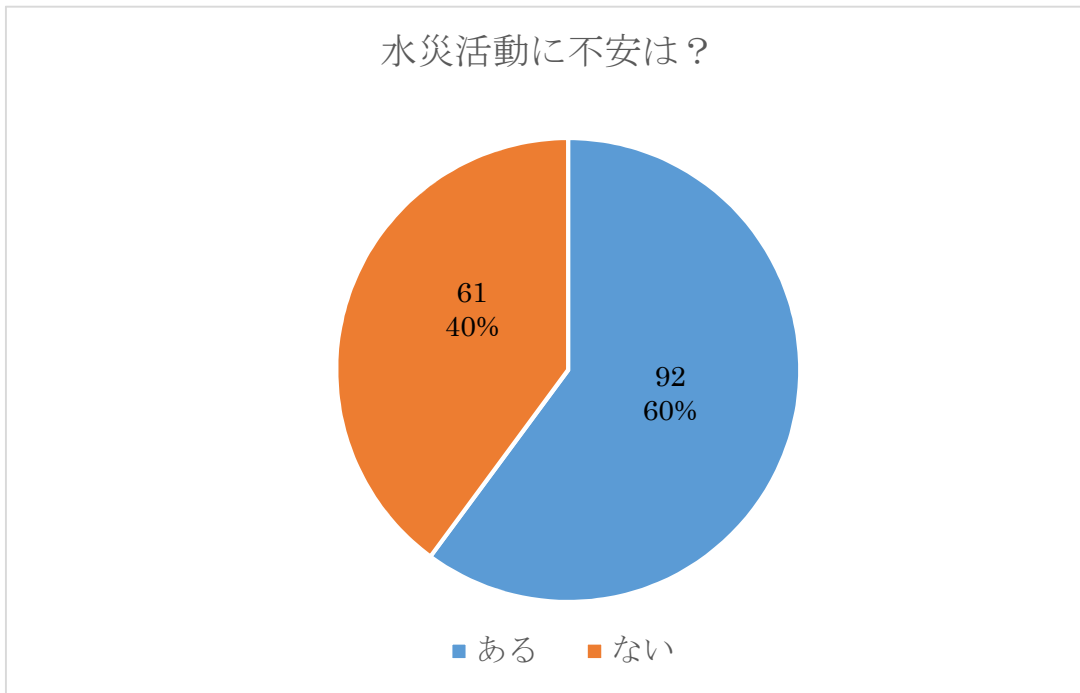
◇具体的な従事内容

- ・ 道路等の排水口清掃・除去
- ・ 可搬Pによる排水
- ・ 積み土のう工法
- ・ 倒木の除去・街路樹の補強
- ・ 避難場所の警戒、土砂崩れ場所警戒、河川の警戒
- ・ 古川流域の越水防止
- ・ バケツリレーによる排水活動
- ・ 住宅浸水のため避難誘導 ・ (水没)車の救出

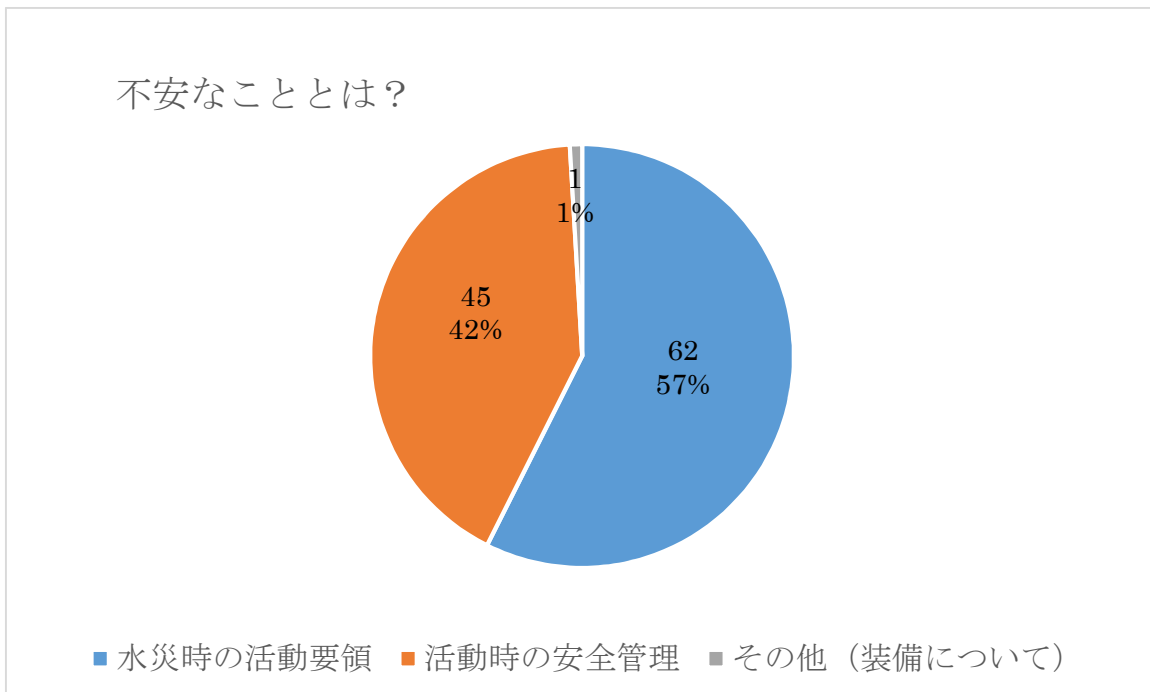
◇従事中に装備資機材や活動内容等で困ったこと

- ・ 吸管の浮きによる吸水時の落水
- ・ 浸水（流水）の勢いが強く、大量の水で器材が何も使えなかった。
- ・ 資器材搬送時の車の手配（土のう）
- ・ 雨風音が大きく団員とのコミュニケーションがとりづらかった。
- ・ 排水口の清掃・除去の際、厚手のゴム手袋がほしかった。
- ・ 台風時の警戒は、夏場で活動着の上からの合羽で蒸し暑かった。
- ・ 排水時ずぶ濡れになり不衛生であった。
- ・ 活動雨衣が着脱しづらく、水が入ってくる。

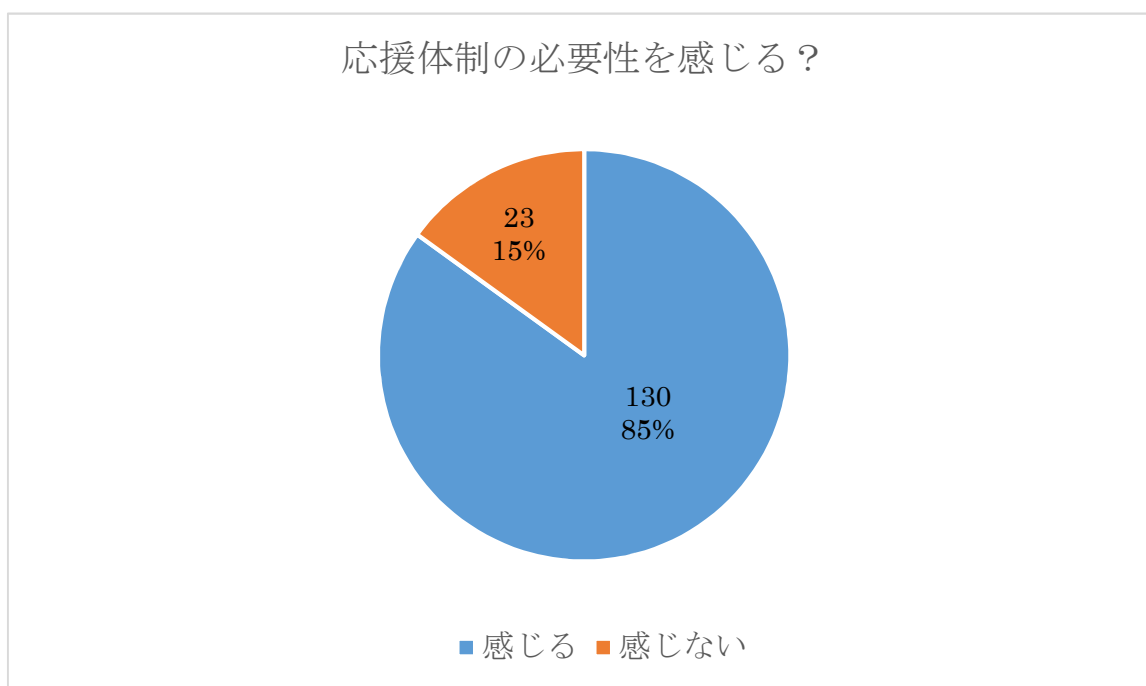
◇河川の氾濫や道路冠水及び床上浸水等、水災時の活動に関して、不安があると回答した人は60パーセントと半数以上を占めている。



◇不安なことの理由として、57パーセントの人が水災時の活動要領を挙げている。また、42パーセントの人が水災活動時の安全管理要領を挙げている。（複数回答）

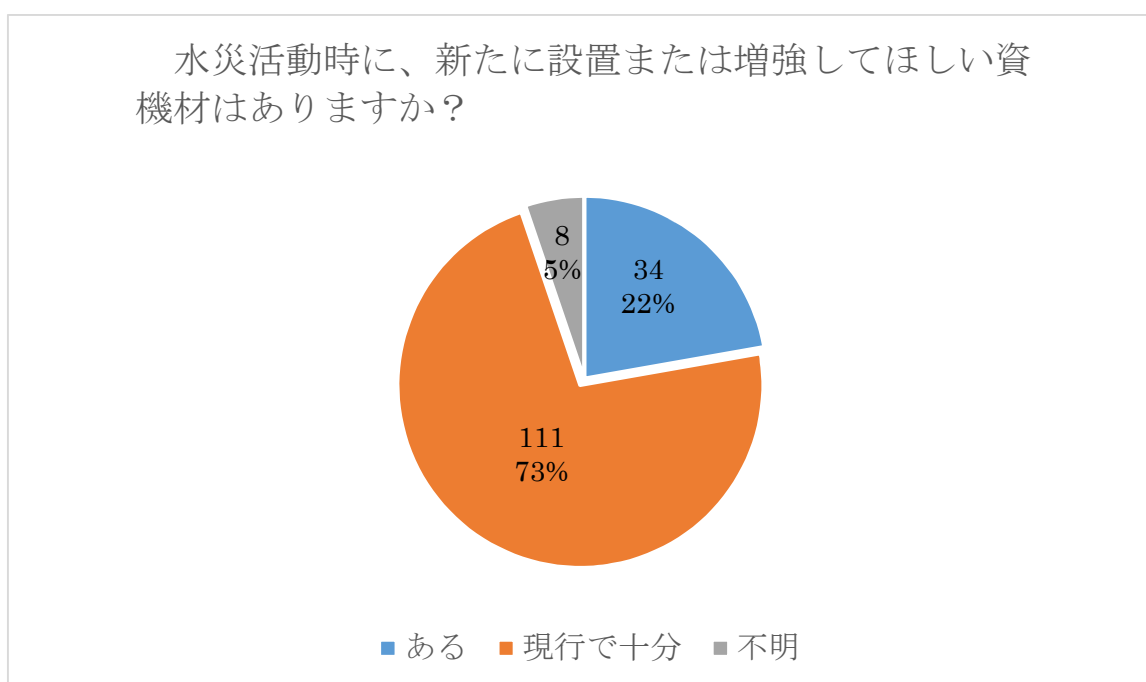


◇今後、大規模な洪水、越水災害が発生した場合を考慮して、隣接消防団との応援体制の確立の必要性を感じると回答した人は、85パーセントを占めている。



《装備資機材及び分団施設について》

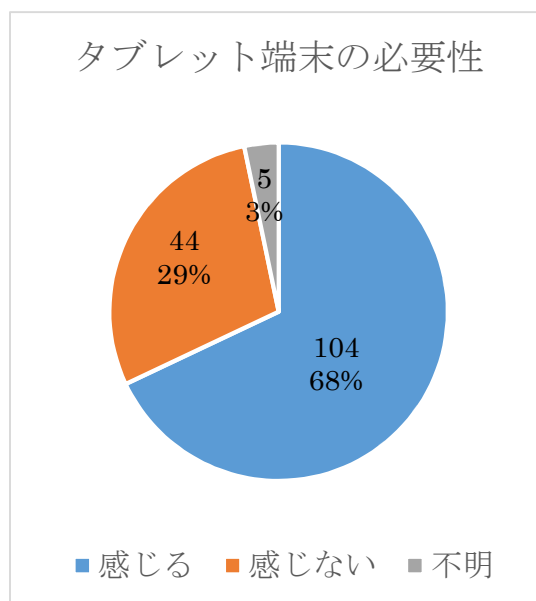
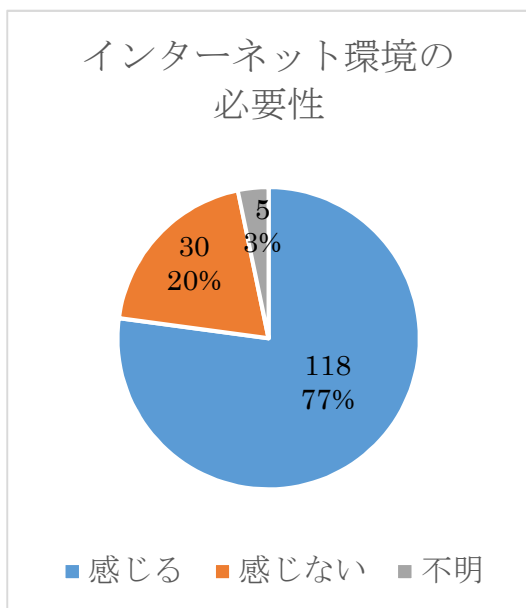
◇水災活動時に使用する資機材について、新たに配置又は増強してほしい資機材が「ある」と回答した人は全体の22パーセントであり、「現行で十分である」と回答した人は、73パーセントである。



◇配置または増強してほしい具体的な資機材名

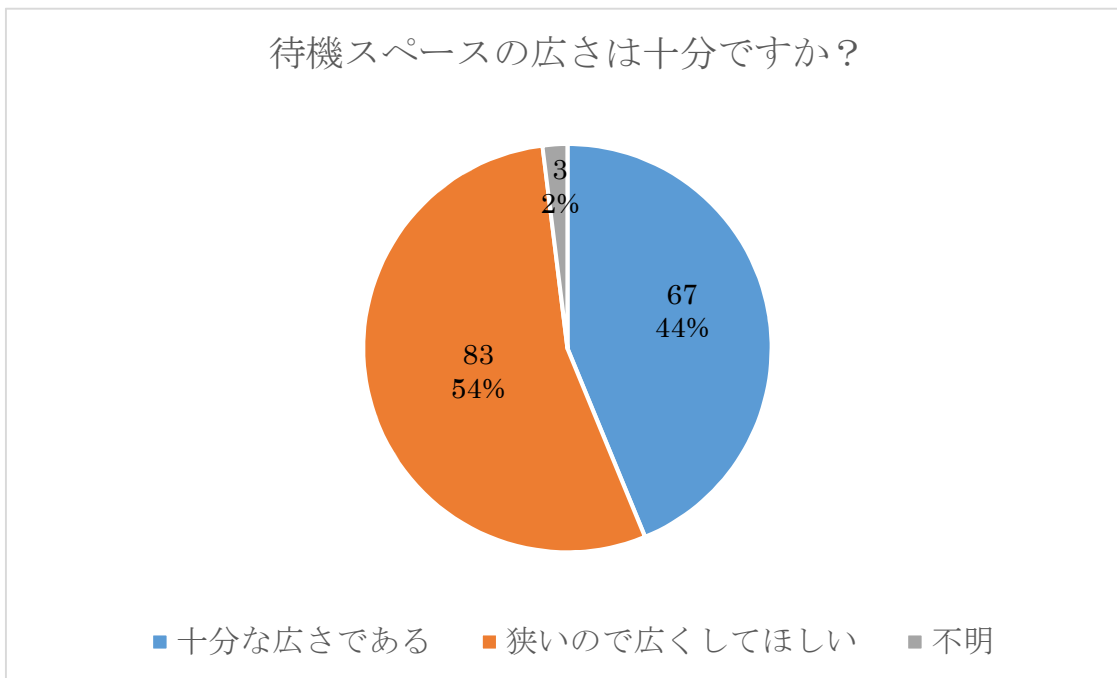
- ・(モバイル) バッテリー 6件
- ・胴付長靴 5件
- ・防水性の腕カバー 5件
- ・救命ボート 4件
- ・防災ラジオ 3件
- ・軽量タイプの排水ポンプ 2件
- ・簡易土のう 2件 ・無線機 2件
- ・止水板 1件・MCA 1件(増強) ・厚手のゴム手袋 1件
- ・携帯型LEDライト 1件

◇災害情報収集のため、分団本部施設にインターネット環境(Wi-Fi含む)が必要と回答した人は、全体の77パーセント、また、タブレット端末を必要と回答した人は全体の68パーセントを占めている。

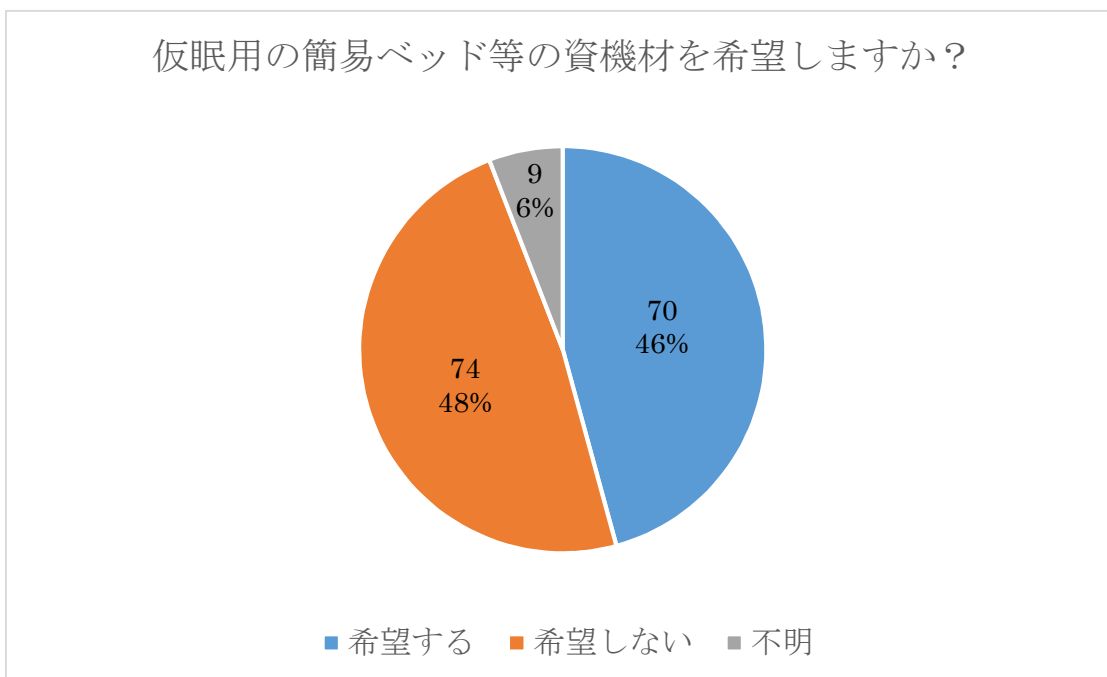


《分団本部施設について》

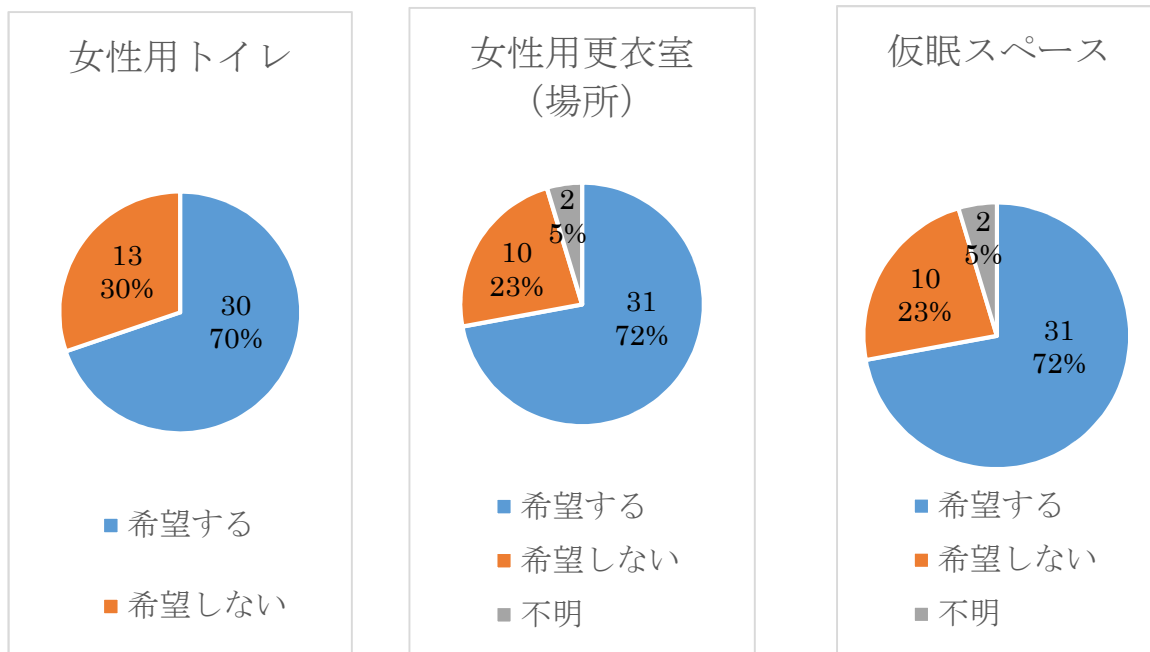
◇参集した場合を考えた時、現在の待機スペースは狭いので広くしてほしいと回答した人は、54パーセントと全体の半数以上を占めている。



◇仮眠用の簡易ベッド等の資機材の配布を希望している人は、全体の46パーセントとほぼ半数を占めている。



◇女性団員を対象としたアンケートで、女性用のトイレ、更衣室（場所）及び仮眠スペースを希望するか否かの回答では、いずれも70パーセント以上の人が「希望する」と回答している。



◇女性団員を対象としたアンケートで上記以外に、女性消防団員の目線から、改善が望まれる、または希望する設備、装備資機材

- ・シャワー設備、トイレの床掃除用の排水口をつけてほしい。
- ・手洗い場（掃除用）
- ・装備品は旧タイプのものが多く、機能性に乏しく動きにくい。
- ・装備資機材には重いものが多く、女性高齢者には使いづらいのが多いので、アシスト機能があればよい。
- ・災害時に女性を助けた場合に生理用品を常備しておきたい。
- ・パーテーション（目隠し）
- ・仮眠スペースではなく、体を休めることのできる椅子
- ・長時間参集の場合は、男女分かれて仮眠する場所が必要。

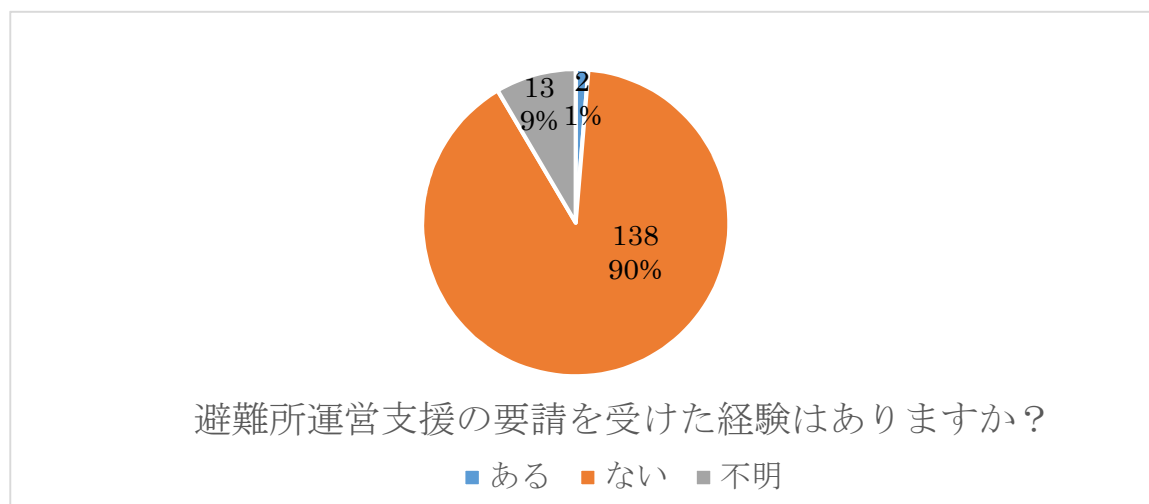
《新型コロナウイルス感染症対策について》

◇消防団の活動を継続させていくうえで、感染症対策として分団本部施設に必要な設備、装備資機材、対策等

- ・消毒液 15件 ・体温計（非接触型を含む）7件 ・フェイスシールド 8件
 - ・マスク 16件 ・PCR検査 2件 ・セパレーター（アクリル板） 2件
 - ・空気清浄器 2件 ・加湿器 2件 ・手洗い用の洗面所 2件
 - ・パルスオキシメーター（血中酸素濃度計） 2件 ・防護服 2件
 - ・N95マスク 3件 ・呼吸苦の際の簡易ポンペ 1件
 - ・団員の予防（ワクチン）接種 2件 ・ゴム手袋 1件
 - ・換気設備 1件
 - ・会議用コーナーフェンス 2件
- （順不同）

《避難所運営支援について》

◇水災害時、避難所運営支援の要請を受けた経験は、90パーセントの人が「ない」と回答している。



◇実際の水災害時、または、防災訓練等での避難所運営訓練に参加時、避難所運営支援について消防団員として直面した課題（困った経験）

- ・情報が遅い・連絡網がうまく伝わらない。
- ・避難所体験訓練をお願いします。経験自体が不足している。
- ・団員の不足。
- ・地域の連帯感のなさを感じた。
- ・外国人への語学力などの対応力不足。
- ・日ごろから、地域防災協議会と関係を持つておく必要性を感じた。
- ・台風時、防災無線が全く聞こえず、どこに避難所ができたかわからなかった。
- ・避難所運営訓練時、避難ベッド、トイレの設営を行ったことなく、一般の方から質問されても答えられなかった（一緒に考えた）。
- ・言葉の違い等による避難所でのコミュニケーションがとりづらい。
→サインボードなどの工夫が必要だと感じた。
- ・最新情報の掌握及び集積が難しい。
- ・防災訓練時、報告システムアクセスに長時間を要した。
- ・このアンケートを書いているうちに、水災時の訓練の必要を感じた。

◇その他、水災時の活動、分団本部施設に関する意見

- ・水災時用の訓練をすべき。
- ・実際の水災時にしっかりと動けるような知識と訓練を授かりたい。
- ・参集が長時間待機に至る場合もあるので、密を避けるため、分散警戒体制を考慮すべき。
- ・団員全員が水災時に使用する機材、設備を使えるよう学ぶ時間がほしい。
- ・パニック状態を想定して取り組むこと。
- ・分団地域外にある格納庫が遠いため、参集（15分）ポンプ搬送（40分）に時間がかかる。
- ・分団施設が低所にあり、浸水する心配。
- ・区の防災無線と消防無線とを一元管理できたら有難い。
- ・水害時のけがで、結膜炎、破傷風が不安なので、予防接種があればよい。
- ・高潮、津波時、格納庫の浸水に不安。

特別区消防団の主な装備資機材

別紙

	資機材名	概要	
消火関係	可搬ポンプ	水を吸い上げて高所に水を上げたり、遠方へ送水するもので、消火活動等に使用します。 ポンプはB-2級消防ポンプで、搬送台車又は可搬ポンプ積載車に積載してあり、各可搬ポンプにそれぞれ65mmホース20本、放水用管そう2本、吸管等が装備されています。	
	可搬ポンプ積載車	災害出場や各種警戒、広報活動等を実施する時に使用しています。 車両には赤色灯やサイレンを装備しており、緊急走行が可能です。災害時には各消防団に配置してある可搬ポンプを積載（基本的には常時積載しています。）し、出場します。	
水防関係	給水器 (70-ティグ ストレー)	水防活動時において、可搬ポンプの吸管の先端に取り付け、浸水区域の排水活動等に使用します。水面に浮かんだ状態で吸水するため、水底に堆積物が多い場合も使用することができます。	
	救命胴衣	水防活動時等において、消防団員が安全に活動できるよう救命胴衣を整備しています。	
	フロートロープ	このロープは水面に浮く機能を備えており、足元が冠水した状態でもロープを見失うことがなく、避難誘導時に活用できるほか、水難救助用のロープとしても使用することができます。	
救助・救護関係	チェーンソー	震災時等の活動において、木材等の切断に使用します。	
	携帯型油圧救助器具	震災等の大規模災害における倒壊建物からの救助活動時や交通事故等における車両のドア開放等に活用します。	
	万能オノ	簡易的な携帯破壊器具です。木製ドアの開放等に活用します。	
	救急カバン	各種災害や警戒等において、傷病者が発生した際の応急救護活動に使用します。	
	AED	心臓に電気ショックを与え、元の正しいリズムに戻すための機械です。	
	担架	持ち運びが容易なように、折りたたむことができる担架です。 震災等の災害時に傷病者を搬送します。	
	リヤカー	収納のために折りたたみできるリヤカーです。	
情報伝達関係	消防団専用無線通信機	特別区消防団の災害現場等における情報伝達体制を強化し、総合的な災害対応力を向上させるため、特別区消防団専用の無線通信機として整備しています。	
	携帯無線機	同一の管轄の消防署隊と同じ署活波が入っている無線機です。	
	トランシーバー	消防団員の災害活動や警戒活動における消防団員相互の情報伝達手段として使用します。通信距離が短いことから、現場における局所的な通信手段として活用します。	
	受令機	消防デジタル無線の受信専用機です。	
照明関係	電光表示器	夜間における各種活動等において、周囲を均一的に明るくし、効果的かつ安全に活動できるよう、電光表示器（バルーン投光器）を整備しています。	
	投光器	夜間における災害現場や警戒場所で、採光用として使用します。	
	頭上ライト	夜間や閉鎖空間で、個々に採光するためのもので、保安帽等に装着できます。	
	懐中電灯	夜間、暗所等での活動に使用します。	
その他	携帯拡声器	持ち運びできる手持ちタイプの拡声器です。	
	防塵マスク	救助活動等の災害活動や各種訓練時等における粉じんの吸入を防ぎます。	
	防塵メガネ	救助活動や応急救護活動等の災害活動や各種訓練時等における目の保護のために配置しています。	
	安全チョッキ	訓練時等で、安全管理担当を示すチョッキです。	
	誘導棒	車両や歩行者の誘導に使用します。	
	非常用発電機	震災時等において、長時間停電した状況下でも消防団活動を支障なく実施するため、照明などの電気設備が通常どおり使用できるようにしています。	
	組立水槽	火災等における遠距離送水や訓練時の水利として使用します。	
	放射能測定器	N災害時等においては、消防団は危険区域外で消防署隊の後方支援活動等を行う可能性があります。消防団の活動区域が安全な区域であることを確認するために配置しているものです。	